

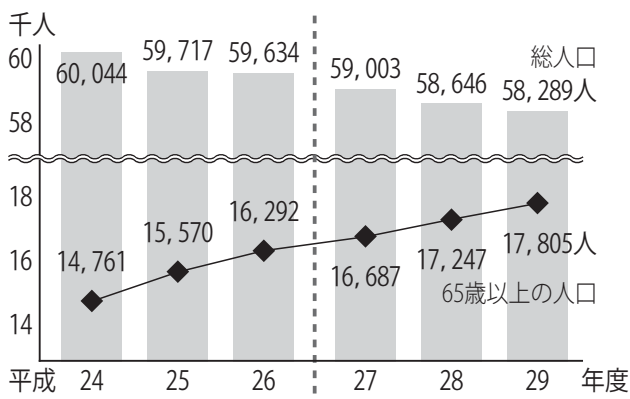


特集

介護保険制度

問合せ
高齢者支援課 (☎372-3311・内線821)

◆総人口と65歳以上の人口の推移・推計



介護が必要な方の人数や介護保険サービスの利用量などを推計し、サービスを総合的に提供するための計画です。

介護保険事業計画

介護保険は、40歳以上の全ての方が加入する制度です。介護が必要と認定されたときには、介護保険サービスを利用することができます。新しい介護保険事業計画に基づき、今後3年間の保険料が決定しました。65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料をお知らせします。

介護保険制度が変わります

4月から

◆特別養護老人ホームの 入所要件

要介護3以上になります。
*やむを得ない事情がある場合は、要介護1・2でも入所が認められることがあります。
*平成27年4月1日より前から入所している場合は、引き続き入所できます。

◆サービス付き高齢者向け 住宅への住所特例の適用

別の市町村にあるサービス付き高齢者向け住宅に入居する場合、入居する前に住んでいた市町村の介護保険制度が適用されます。

8月から

◆利用者負担割合の引き上げ

介護保険サービスの費用の負担割合が、一定以上の所得がある方は2割に引き上げられます。

◆高額介護サービス費の 限度額の見直し

介護保険サービスの利用者負担として支払った金額の月額合計が限度額を超えた場合、申請すると、超えた金額が払い戻されます。
この利用者負担限度額の基準が追加されます。

◆食費・居住費の 負担額の見直し

施設に入所しているか短期入所を利用していただく方で、住民税非課税世帯の場合は、申請すると食費や居住費の負担額が軽減されます。

軽減には、預貯金や有価証券などの資産も考慮されるようになります。申請するときには、金額が分かるよう通帳などの写しを提出してください。



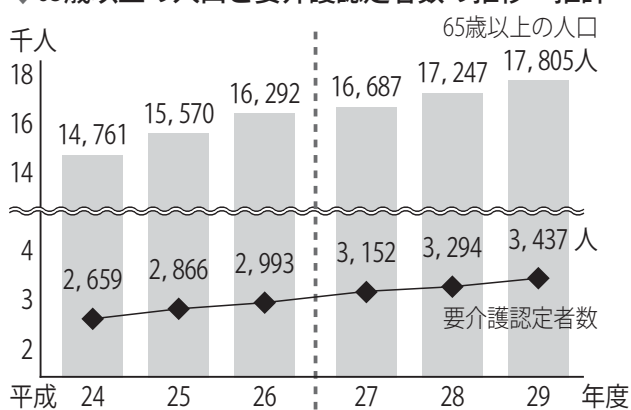
2月に、西の里サロンがプレオープンしました。高齢者の介護予防や交流の場として、月1回開催します。

介護保険給付費の増加

計画は、平成27～29年度の3年間です。「団塊の世代」が75歳以上になる37年度までの長期目標を設定しています。将来の介護保険サービスの利用人数や利用量、必要な基盤整備なども考慮しています。

介護保険サービスの費用は、原則として1割を本人が負担し、残りの9割は介護保険から支払われます。平成26年度は、32億8000万円を支払いました。27年度以降も増加

◆65歳以上の人口と要介護認定者数の推移・推計



今後も、介護保険サービスの利用者は増加する見込みです。また、平成24～26年度は介護保険の財源が不足し、北海道からの借入金が生じました。このため、12年間据え置いたきた65歳以上の保険料基準額を、月額5200円とします。

4月からの
介護保険料基準額は
月額5200円

し、29年度には、39億3000万円と推計しています。

65歳以上の介護保険料の比較

対象	平成24～26年度			平成27～29年度			
	段階	基準額に対する割合	年額保険料	段階	基準額に対する割合	年額保険料	
●生活保護を受給している ●老齢福祉年金を受給していて、世帯全員が住民税非課税	第1	45%	20,520円	第1	45%	28,080円	
世帯全員が、住民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下	第2	50%	22,800円	第2	60%	37,440円
	80万円を超え120万円以下	軽減第3	62.5%	28,500円			
	120万円を超える	第3	75%	34,200円			
本人だけが、住民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下	軽減第4	87.5%	39,900円	第4	85%	53,040円
	80万円を超える	第4	100% (基準額)	45,600円 (月額3,800円)	第5	100% (基準額)	62,400円 (月額5,200円)
本人が住民税課税 前年の合計所得金額が	120万円未満	第5	125%	57,000円	第6	120%	74,880円
	120万円以上200万円未満				第7	130%	81,120円
	200万円以上350万円未満	第6	150%	68,400円	第8	150%	93,600円
	350万円以上500万円未満	第7	165%	75,240円	第9	165%	102,960円
	500万円以上	第8	180%	82,080円	第10	180%	112,320円

